

令和4年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(22日目)

令和4年6月13日(月)

午後1時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第35号 令和4年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第36号 令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 3 議案第37号 令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算
について
- 第 4 議案第38号 令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算につい
て
- 第 5 議案第39号 令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算
について
- 第 6 議案第40号 令和4年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 7 議案第41号 永平寺町指定管理者評価委員会設置条例の制定について
- 第 8 議案第42号 永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運
動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第 9 議案第43号 永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第44号 令和4年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第11 発委第 2号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 第12 請願第 1号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める
請願
- 第13 請願第 2号 インボイス(適格請求書)制度の中止を求める請願
- 第14 請願第 3号 保育所等の最低基準(職員配置、設備の面積基準)と保
育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求め
る請願
- 第15 委員会の閉会中の継続審査について
- 第16 委員会の閉会中の継続調査について

2 会議に付した事件

- 第 1 議案第 35 号 令和 4 年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第 36 号 令和 4 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 3 議案第 37 号 令和 4 年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について
- 第 4 議案第 38 号 令和 4 年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第 39 号 令和 4 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第 40 号 令和 4 年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 7 議案第 41 号 永平寺町指定管理者評価委員会設置条例の制定について
- 第 8 議案第 42 号 永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 43 号 永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 44 号 令和 4 年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 11 発委第 2 号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 請願第 1 号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める請願
- 追加日程第 1 発委第 3 号
「水田活用の直接支払交付金」の見直しについて柔軟な対応を求める意見書
- 第 13 請願第 2 号 インボイス（適格請求書）制度の中止を求める請願
- 第 14 請願第 3 号 保育所等の最低基準（職員配置、設備の面積基準）と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める請願
- 追加日程第 2 発委第 4 号
保育所等の最低基準（職員配置、設備の面積基準）と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書
- 第 15 委員会の閉会中の継続審査について

3 出席議員（14名）

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田誠君
- 3番 中村勘太郎君
- 4番 金元直栄君
- 5番 滝波登喜男君
- 6番 齋藤則男君
- 7番 江守勲君
- 8番 伊藤博夫君
- 9番 長岡千恵子君
- 10番 川崎直文君
- 11番 酒井和美君
- 12番 酒井秀和君
- 13番 朝井征一郎君
- 14番 奥野正司君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|-------|---|-------|
| 町 | 長 | 河合永充君 |
| 副町 | 長 | 山口真君 |
| 教育 | 長 | 室秀典君 |
| 消防 | 長 | 坪田満君 |
| 総務課 | 長 | 吉川貞夫君 |
| 契約管財課 | 長 | 竹澤隆一君 |
| 防災安全課 | 長 | 吉田仁君 |
| 財政課 | 長 | 森近秀之君 |
| 総合政策課 | 長 | 清水智昭君 |
| 住民税務課 | 長 | 原武史君 |
| 会計課 | 長 | 石田常久君 |

福祉保健課長	木村勇樹君
子育て支援課長	島田通正君
農林課長	黒川浩徳君
商工観光課長	江守直美君
建設課長	家根孝二君
上下水道課長	朝日清智君
学校教育課長	多田和憲君
生涯学習課長	清水和仁君

6 会議のために出席した事務局職員

議会事務局長	坂下和夫君
書記	酒井春美君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午後 1時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

各議員におかれましては、何かとご多用のところご参集をいただき、ここに2日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装を、ノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

また、議場への入場には、マスク着用など新型コロナウイルス感染症予防にご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

なお、質疑につきましては、会議規則第51条及び55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第35号 令和4年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第36号 令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第3 議案第37号 令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について～

～日程第4 議案第38号 令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第5 議案第39号 令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第6 議案第40号 令和4年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 日程第1、議案第35号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第6、議案第40号、令和4年度永平寺町上水道事業会計

補正予算についてまでの6件を一括議題とします。

これより第3審議を行います。

議案第35号から議案第40号までの6件について、1件ごとに行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

日程第1、議案第35号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「はい、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番(金元直栄君) 令和4年度永平寺町一般会計補正予算案についての私の態度です。

町長の3期目の肉づけ予算はどうか、期待もありました。内容を見てみますと、町民にとって必要な多くの予算があることは認めます。ただ、内容を見てみますと、農業への支援については、一步前進ではあっても、本当に思ったほどではなかったなと思うのが私の感想です。せめて勝山市のラインには達してほしかったなと思います。また、農業への支援でも、どんなまちにしていくのかの中でこの事業をやるという位置づけ、こういう論立てがやはり聞かれなかったのもちょっと寂しいなと私は思っているところです。

反対の理由として、1つは、保育士、看護師、調理員、介護関係者の処遇改善が国の示した額の半分、2分の1では残念だし、それを県や国が容認していたら、本当に寂しい限りであると思っています。私はこの分野の処遇改善は、待ったなしとのところに来ていると思っているからであります。

2つ目の理由は、幼稚園の民営化で民間への支援が盛り込まれています。その民間園での規模や保育の内容は、答申の趣旨とも大きくかけ離れていると思っています。少なくとも、子どもが伸び伸び保育される規模と、1クラスの人数の保障がない中で大きな一步を踏み出すことは心配です。

3つ目には、人口減対策、宅地造成の問題ですが、その場所が決まるまで内緒

で進めるというのは、初めてのことだと私思っています。どういう人たちが関わっているのかわからない中で、それも決まってから示すという扱いも、異常だと私は思うんです。この進め方には反対です。それにこの対策、本町の緊急の課題と言えるんですけども、この案件のみで次々と計画が示されないのでは、先行きがちょっと暗くなるという思いが率直にあるところです。

4つ目ですが、所信にもありますけれども、学校の統廃合の進め方、町が示した進める計画は、あまりにも私は急ぎ過ぎだと思っているところです。町民の中には統廃合への不安が率直にあります。私は、行政によって地域の人々に分断を持ち込むことになるかと訴えてきましたが、やはりそうでした。町内を回り話をする中で、「子どもの数が減ったから当然やろう」と言う人から、「学校がなくなるのは困る」まで反応はいろいろです。やはりこちらの話しかけに極端な反応も見られ、分断が始まっていると感じているところです。

それに、意外と中学校の2段階での1つにする事の反応が大きいのは、私も驚いているところです。地域のことを考えると、学校をなくすと決める前に地域振興策を示すべきだと、合併後、ずっと私は訴え続けてきましたが、この辺でも危機感が感じられているんだろうかと不安に思っているところです。町長がふと口に出した禅シンポのときの大学名誉教授の人口減対策に、まだそんなことをやっているのか、ということをおっしゃったというような話をして以来、ほぼ人口対策への積極的な発言が、町長から見えないのは残念だと私は思っています。机の上の文面、また文字面を見ていろいろ自分の考えを示せばよい人と、地方の現場で人口減に悩んでいる人の差というか、この点では、地方の人口減に直面している現場では、まちづくりの柱や人口減対策、対応について一瞬たりとも忘れられれば、人口が減った分はもうこの時代取り返しがつかなくなるというのは、これまでも指摘したとおりで、町長もそれは感じているところだと思うんです。このことは、町長の3期目を、これからの任期最後の、私たちにしてみるとこの議会が最後の議会ですから、討論の中でぜひ訴えたいと思っていたことです。

よって、この補正予算には反対の立場を取ります。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 私は、議案第35号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この補正予算は肉づけ予算ということで、私たちは第1審議の中で確認をさせ

ていただきました。特にコロナ対策でありますとか、今後の公共施設の再編計画等に基づいた、公共施設の維持管理等も含まれておりますし、今ほどお話ございました農業につきましても、これから農業者の皆さんの声を聞きながら、的確な補助事業を考えていくという答弁もいただいておりますし、処遇改善につきましても、昨年度の議会で、会計年度任用職員さんの待遇改善につきまして、我々も議決をさせていただきました。こういった面でも処遇改善には進展をされているというふうに考えております。

また、民間園におきましても、答申の内容からかけ離れた内容ではないということ、私は確認させていただいておりますし、また、民間園からの報告といたしまして、必要な人数以上の保育士さんを採用するというので、私は何もかけ離れた内容の進め方でないというふうに確認をしております。

次に、宅地造成につきましても、今後、行政は、地権者さんとの問題もございますので、なかなか情報は出せない部分もありますが、進めていくといった回答もいただいております。また、こういう宅地造成につきまして、人口減少の問題について区域区分の見直し等も今進めていただいております。そういった中で今後こういった計画等を見直しを含めて、また宅地造成の適切な場所の選定とかも行っていくということをお聞きしておりますので、私は、今後とも進めていただければよろしいかと思います。

また、小中学校の適正配置につきましても、議会としての意見をまとめた上で行政と対話をする、建設的な議論を進めるといったことが必要だと思いますし、さらに、地域の皆さんの声もしっかり聞くということは、行政からも何度も言葉をいただいておりますので、私はこの点につきましても、今後、議会と行政が対話をしながら、また町民の皆さんと対話をしながら、建設的に進めていただければいいと思っておりますので、この補正予算に対しまして、賛成の立場を取らせていただきます。

○議長（奥野正司君） ほかに討論はありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私は、今予算に対して反対の立場から討論させていただきたいと思っております。

この定例会の6月補正は、町長3期目の当初予算の骨格予算があり、その肉づけ予算ということで本予算が組まれております。しかしながら、現在の少子・高齢化、人口減少、そういうものは確実に今後迫る中、新型コロナウイルス感染の状況が

あり、自粛生活であったりいろんな生活様式、それからマスクの着用、そういう生活の変化が、その地域の経済であったりコミュニティの活動、人と人との触れ合いを著しく阻害するものが顕著化されている次第であります。しかしながら、当町も全国と同じようにワクチン接種や、消費対策としていろんな予算が設けられたことに関しては、その町の対応については評価するものであり、今後とも必要かというふうに思っております。住民の福祉であったり生活弱者や教育、生活や災害に備えた防災であったりインフラ整備、また商工業に対する支援、農業に対する支援など住民のための必要予算であり、大事な予算であるということも認識しておりますし、こういうものに関しては全く反対するものではありません。

しかし、先ほど言いました少子・高齢化、人口減少に歯止めをかけるということに関して、若干なりとも反対の思いがあります。例えば今後、国でも言われていますように、持続可能な社会の構築、それは当然カーボンニュートラル等もありますが、その地域の中での組織づくり、コミュニティづくり、それが支え合いのまち、共生社会の根本たるものであるというふうに思っておりますし、今後の地域再生のキーワードになるというふうに私は思っております。そこで本予算を見ますと、支え合い、共生のまちづくりのための予算、例えば地域コミュニティを構築し、またそれを発展するための公民館の活動であるとか、そういうものに対しての組織づくりであるとか、具体的な人等の予算であるとか、そういうものが非常に薄いように感じております。他市町を見ますと、やはりそれぞれの公民館に関しては、組織に対しての運営、それからそれに対しては人に対する予算をつけて、地域コミュニティを守ろうとする体制が、今後のそれぞれの地域で支え合う世代をつくる活動につながると思います。そういう面が薄いというふうに思います。

2つ目です。これは現在行われている幼保の問題ですが、今、松岡も民営化が進められております。民営化という中で、その大きさについて当初の計画よりも、私は膨れ上がっているんじゃないかというふうに思っておりますし、これからの保育園に直結するものであるというふうに思っております。

また、今後行われるであろう永平寺地区の統廃合です。これはやはり地域にあっての幼保の位置づけというものが、果たしてそこで働く若い世代がそこに住む理由、定住の理由の一つがなくなるということは、その地域のコミュニティを含めて衰退するものと思っております。やはりその地域には一つの保育園、一つの子育ての拠点があるということが私は大事だと思っておりますので、そういう点

が今後見受けられないという点。

それから、小学校の統廃合、中学校の統廃合の件ですが、これもこれから進める中で、本夏休み中に方針を決め、それを住民に説明して、今年度中にその方針を示すということは、私はちょっと早計じゃないかというふうにいるんところで、一般質問でもしましたが、やはり住民の方々の意見を聞いてある程度の時間をかけてやる、そして一度廃校にしてしまったところは取り返しが、もうそこには二度と戻ってこない。それから、今言うように、統廃合することによってその生徒を送り迎えするコミュニティバスの関係も当然出てきます。それから地方交付税の予算の関係も出てきます。それが町に対しての財政のこと、それから住民のコミュニティも含めて、地域でのそういう制度をなくすということは、大きな遺産の取崩しになるというふうに思い、それは地域社会の衰退につながるというふうに思っております。

3つ目、これは一般高齢者に対する考え方ですが、やはり一般高齢者、次はいろんな形でその要介護、要支援が増える現象につながってくる。そういうものを予防する対策を、もっと具体的に進めるべきじゃないか、それはそれぞれの地域包括ケアシステムの構築を、やはり住民の方といかにどのように構築するのかというのが、予算的にもその具体性が示されていないというふうに私は感じております。

これらなどから、今後の少子・高齢化、人口減少、支え合いのまちづくり、共生のまちづくりを住民といかに構築していくのか、住民の方々と一緒につくり上げるかということ、やはり今後の、永平寺町も含めてこれからの地域社会を構築するためにはぜひとも必要なことに思っております。そういう計画による予算が私は必要だと思っておりますし、それが今回の予算の中には見受けられないという立場から、反対の立場を取りたいと思います。

以上です。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） それでは、賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和4年度一般会計補正予算の総額92億4,691万2,000円については、永平寺町私立幼保連携型認定こども園施設整備費補助金などの子育て支援の充実や、高規格救急車購入などの消防・救急体制の充実、北陸新幹線や中部縦貫自動車道の県内全線開通といった高速交通ネットワーク整備を見据えた道の駅運

営管理事業などの観光の振興、農業用肥料価格高騰対策やふく割・永平寺町割事業、コロナワクチン接種などの新型コロナウイルス感染症対策事業、公共交通対策事業や都市計画見直し業務などの議会提言分を盛り込んだもので、今後の町政運営に必要な予算であると認められます。

以上のことから賛成の立場を取ります。

○議長（奥野正司君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第35号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（奥野正司君） 起立多数。

したがって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第36号、令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第36号、令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第37号、令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第37号、令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第38号、令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第38号、令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第39号、令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第39号、令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第40号、令和4年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第40号、令和4年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第41号 永平寺町指定管理者評価委員会設置条例の制定について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第7、議案第41号、永平寺町指定管理者評価委員会設置条例の制定について。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第41号、永平寺町指定管理者評価委員会設置条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第42号 永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第8、議案第42号、永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第42号、永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第9 議案第43号 永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第9、議案第43号、永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第43号、永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第10 議案第44号 令和4年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第10、議案第44号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第44号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書3ページ、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ740万1,000円を追加し、補正後の予算総額を92億5,431万3,000円とお願いするものでございます。

まず、歳出についてご説明いたします。

9ページ上段、款2総務費、目5企画費では、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するシステム改修に係る経費に対し、国庫補助金197万4,000円が交付されることに伴い、財源組替えさせていただくものでございます。

中段、款3民生費、目1社会福祉総務費では、コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、令和4年度住民税非課税世帯及び、家計急変世帯に対し給付金を支給するために、システム改修が必要となることから、委託料275万円を計上しております。

下段、目3児童措置費では、新型コロナウイルス感染症の長期化により、食品等物価高騰などに直面する、低所得の子育て世帯に対し、生活支援として特別給付金を支給するため、事務費及び扶助費として454万6,000円を計上しております。

その下、目5子育て支援事業費では、子育てする方々の応援と県内の消費喚起

のため、子育て世帯に限定したふく割クーポン発行パスワードを、対象者に郵送する費用10万5,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。

8ページ、歳入財源といたしまして、款15国庫支出金では、臨時特別給付金事業補助金275万円、及び子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金652万円、合わせて927万円を計上して、款16県支出金では、ふく育応援事業負担金10万5,000円を計上しております。

また、款20繰越金では、財源組替えにより前年度繰越金197万4,000円の減額予算を計上しております。

以上、令和4年度一般会計補正予算の提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金と言うんですが、いわゆる低所得者の基準、例えば示された内容と、あと町独自で考えていることがあったら、またそれなんかも示していただくとありがたいと思うんですが。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 給付金につきましての対象者ですけど、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯です。

もう一つが、対象児童が18歳及び20歳までの養育者であって、令和4年度分の住民税の均等割が非課税である者、またはコロナ感染症対策の影響を受けて家計が急変した、令和4年度分の住民税均等割が非課税の同様な形となる方が対象者となっております。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ、これで質疑を終わります。

議案第44号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず第3審議に付すことにご異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第44号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算についての第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

議案第44号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第44号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第11 発委第2号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第11、発委第2号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員長より議案が提出されております。会議規則第39条第2項の規定により、本議案の朗読を省略し、委員長の提案理由の説明を求めます。

7番、江守君。

○7番(江守 勲君) それでは、提案理由のご説明をさせていただきます。

発委第2号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

過去数年にわたる新型コロナウイルス感染症の蔓延など近年における社会情勢を鑑み、感染症の拡大あるいは大規模災害等により、委員会を開催すべき場所で開会できない場合において、オンラインを活用した委員会の開催方法を定める必要があると認められます。

したがって、永平寺町議会委員会条例に所要の改正を行い、不測の事態においても正常な議会機能を発揮させるために、オンラインで委員会を開催できる規定を設けるものでございます。

委員会開会の特例の規定として、第13条の2、第1項ではオンラインを活用した開会、第2項では委員長の許可を得ること、第3項ではオンラインによる委員の出席とみなす規定を設け、第4項においてその他必要な事項は別に定めることとする規定を加えるものでございます。

以上、提案理由とさせていただきます。

議員各位におかれましては、提案趣旨にご賛同を賜りまして、妥当なるご決議をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第12 請願第1号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める請願～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第12、請願第1号、水田活用の直接支払交付金

の見直しの中止を求める請願の件を議題とします。

本件は、去る令和4年3月14日、総務産業建設常任委員会に付託された議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） それでは、報告をさせていただきます。

本委員会に付託された事件、水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める請願については、不採択として全員一致で決定をいたしました。

理由としましては、施策の全体を捉えていない。また、「現場の課題を検証しつつ」という文言があるが、請願の内容には盛り込まれていない。各自治体や生産現場の実情に配慮することが必要である。中止を求めることは、社会的課題の先送りにつながる。

以上のような意見があり、最終的に不採択として決定をいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

これより、委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 委員長にお尋ねいたします。

この請願書は、細かいところは別といたしまして、この国による水田活用直接支払交付金が見直されたことによって、農業者が大きな打撃を受ける。あるいは、農業の経営が非常に厳しくなるといった趣旨だと思うんですが、それについてはどうお考えでしょうか。

○議長（奥野正司君） 12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） おっしゃるとおりで、農業従事者の方には厳しい面もあるのかなというふうに思われます。

ただし、これにつきましては、令和4年度から令和8年度にかけて現場の課題を検証しつつ、という国の方針が記載されておりますので、その点を考慮して検証していただくということで理解をしております。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 後に委員会から発委が出ておりまして、意見書を提出する

ことになっておりますが、この意見書の中にも農家が希望を持って、永続的に営農できるように今後見直しを、柔軟な対応を求めるといった意見書であります。ということは、この請願書の全て賛成するものではないかも知れませんが、この請願の趣旨については、この見直しによって農業者の経営が大変厳しくなるといった趣旨でございます。そういった場合には、この請願書の趣旨採択をし、意見書を出すというのが本来議会の運営の推移ではないでしょうか。

その辺は委員会でどのような協議になったのでしょうか。

○議長（奥野正司君） 12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） 請願の内容を見ていただきますと、請願の事項に「水田活用の直接支払交付金の見直しは行わないこと」というふうに記載がされております。この点につきましては、賛同される議員はいらっしゃらず、不採択となった次第です。

以上です。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 本来、こういった請願が来まして意見書を提出するというのが議会の運びであります。

ただ、請願を不採択してそれに代わる意見書という、はっきり言いましてこの右か左かということになりますと……。

請願の採択をして意見書を出されるというのが当然であります。請願を不採択して、その代わり意見書を出すということは普通今までの議会運営の中ではあり得ないと思っております。

この委員会の発委の意見書も見比べますと、趣旨については賛同するものというふうに受け取られます。そこを提出者について、提出された方あるいは紹介議員の方には、ちょっとそういう意味ではあまりにも失礼な扱いではないかなと私は思っております。

○議長（奥野正司君） 12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） まず、本請願につきましては、見直しの中止を求めるものであります。先ほども申しましたとおりです。この請願の趣旨については、趣旨採択等も意見は出ておりませんので、承知いただきたいと思います。

また、先ほど滝波議員からありました、地元の農業従事者の方のことを考えて、私たちは意見書が必要であるというふうに捉えて、この後追加日程の予定をしておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 委員長にお尋ねします。

趣旨といいますか、この内容について意見書が後から出てきますけども、内容は同じだと私は思っています。ただ、水田活用直接支払交付金の見直しは行わないことということがあるだけで、例えば趣旨採択とかそういう提案はされずに一挙に意見書に行くというのは、これはどういうことでしょうかというのが一つです。

もう一つは、これが見直しされることによってどういうことになるか、というのはそれぞれに理解されているのでしょうか。

○議長（奥野正司君） 12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） ありがとうございます。まず1つ目の質問ですが、この見直しの中止を求める請願の中には、「2022年から2026年の5年間に一度も米を作らなかった水田を、水田活用の直接支払交付金の対象から外すというものです」と記載されています。ここにつきまして、現場の課題を検証しつつということで、今検討がなされている状況です。ですので、ここに書かれている内容、請願趣旨に書かれている内容とは、全く異なるものになると考えております。

2点目につきましては、実際に永平寺町内でも水田として活用できない農地があります。そこをしっかりと今後検証していただいて、適切に対応していただくために、今回意見書を提出するものでありますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） あんまり実態が分かっていないんじゃないか。例えば、この中止の問題について見直しは行わないことというのは、農業団体の行政も一緒になって見直しをされると、後の問題点が大き過ぎるということで見直しを行わないように、それを考えてくれるようにということを今指摘していると思うんですね。

それに、5年米を作らなければ減反対象から外すということになるわけですが、こうなってくると、いわゆる中山間地域を抱える行政では、ある意味大きな問題が生じると。特に、行政主導で農地を荒らさないようにするために、果樹園化してきたというんですかね。果樹を植えて保全しようという事をやってきたところもあるわけですね。そうなってくると、中山間地域の山際、行政がそういう提案、行政も一緒になって考えてそういう管理をしてきたのにどうなるのか。

そういうことは分かっているんだろうと思うのですが、やってきた人たちもいるはずですから。本当にこの辺はどうなのかというのをやっぱりしっかりと示していただかないと、意見書の内容は現実的に趣旨同じですから、そういうのはちよつとある意味門前払いするというのは、議会の姿勢としては趣旨も含めて採択しているということがあるわけですから、冷たいというか、農民の実態を見ていないとか、ということになりかねないんですが、いかがでしょう。

○議長（奥野正司君） 12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） 農民の方のこともまたしっかり考えていますし、私も農業従事者でございます。その上で、水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める請願、この請願につきましては不採択としております。ご理解をお願いいたします。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） もう一つ最後に聞きますけど、これ出している団体とか請願の紹介議員の名前を見て、そういう判断をしていることないですか。

○議長（奥野正司君） 12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） ありがとうございます。

全くそのようなことはございませんので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「討論あり。4番」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論があります。

討論に入ります。

委員長報告は不採択です。したがって、原案に賛成者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） いわゆる水田活用直接支払交付金の見直しの中止を求める請願について、総務常任委員会では不採択ということを決められました。

しかし、請願の内容は今後の農業行政、農業の行政を大きく変えるものになり
ますし、これについては水田活用直接支払交付金の見直しは行わないこととい
うのは、農業団体も行政も一斉に声を上げているところです。

そういうことを考えると、農民の生活に直接関わることです。特に中山間地域
を抱えるこの永平寺町にとっても、山際のなかなか湿田になって水張りで田んぼ
を植えても取れないというようなところがあって、草刈りで管理していると
か、果樹を植えて管理するようになってきた、そういう水田もあると思います。
これをいわゆる水田活用の交付金から外すということになれば、これはこれで本
当に行政が地域の農家、小規模農家も含めて見殺しにするのかということにもな
りかねません。

一方では、国は水田活用の直接支払の交付金、その金額を減らしたいというだ
けにもつながります。

もう1点ですが、問題は現在、国は減反をもう強制しないということを書いて
いますが、現実的には米の生産管理というのは行われています。その対象面積が
下がるというふうに、山際なんかを水田カウントしていないということに、畑に
してしまうということは、水田カウントしていないということですから、これを
やり出すと、まともな水田の減反が増えるということにつながるわけです。

このことを考えると、これを農民の声として聞かない議会というのは、中山間
地域にあってどうだろうかと率直に思うところです。私はこれをやっぱり認めて、
国に対して意見書を出すというのは当然のことやと思っていますので、賛成の立
場を取ります。

○議長（奥野正司君） 次に、水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める原
案に対して、反対者の発言を許します。

既に委員長報告は不採択のご報告をいただいております。

ほかに討論ありませんか。

10番、川崎君。

○議長（奥野正司君） 暫時休憩します。

（午後 1時54分 休憩）

（午後 1時56分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 水田活用の直接支払交付金見直し中止請願に反対ということ
とで意見を述べさせていただきます。

委員長報告にもありましたように、国は現場の課題を検討しつつ、これから取り組んでいくということです。一方的な見直し中止というのではなくして、この永平寺町における、そして地域における現場の課題を検証しながら、今後方向づけを決めていくということで、今回の見直し中止という請願については反対とさせていただきます。

○議長（奥野正司君） ほかに討論ありますか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 私は、請願の趣旨について賛同するものであります。

後ほど出てきます総務産業建設常任委員会から出てくる意見書を見ていまして、この請願書の文を見ていまして、要は農業者を守るためにという大前提があります。この直接支払交付金を見直すことについて非常に懸念を持っているという両者の趣旨であります。ですから、この請願の内容は本来、反対ではなくて、大きく趣旨を賛同するというので、趣旨採択という賛成を取るべきだと思って賛成の討論をいたします。

○議長（奥野正司君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで討論を終わります。

暫時休憩します。

（午後 1時58分 休憩）

（午後 1時59分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

これより請願第1号、水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める請願の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。原案について採決します。

本件について、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（奥野正司君） 起立少数です。

よって、本件は不採択とすることに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 1時59分 休憩)

(午後 2時01分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

ただいま、総務産業建設常任委員長から、発委第3号、水田活用の直接支払交付金の見直しについて柔軟な対応を求める意見書が提出されました。

お諮りします。

この議案を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

したがって、この議案を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

～追加日程第1 発委第3号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しについて柔軟な対応を求める意見書～

○議長（奥野正司君） それでは、追加日程第1、発委第3号、水田活用の直接支払交付金の見直しについて柔軟な対応を求める意見書を議題します。

皆様のお手元に配付のとおり、総務産業建設常任委員長から議案が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により、本議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。

12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） それでは、発委第3号、水田活用の直接支払交付金の見直しについて柔軟な対応を求める意見書の提出について説明をいたします。

我が国における米の消費量は、食の多様化及び人口減少が進む中で年々減少している。また、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、業務用米の消費が落ち込み、米価下落の状況を招いている。

このような中、国から水田活用の直接支払交付金の見直しが発表され、現場の課題を検証しつつ、今後5年間、令和4年から令和8年度に一度も水張りが行わ

れない農地は交付対象水田としない方針や、飼料用米等の複数年契約に対する経過措置として、継続分を対象に、令和4年度は6,000円を支援することなどの方針が示された。

国は、見直しの趣旨として、米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率、自給力の向上に資する。麦、大豆等の生産を定着させるとともに、高収益作物の導入などにより地域の特色を生かした魅力的な産地づくりを支援するとしている。

しかしながら、交付対象水田の見直しによる5年に一度の水張りや、水田機能の維持について根拠が明確でないことや、本町においてはブロックローテーション体系の再構築、及び固定化している転作作物の作付計画の見直しは困難であることが懸念される。

また、交付金の減額や交付対象から外れることは、さらに耕作放棄につながることも心配される。

よって、国において今後の水田活用の直接支払交付金の詳細な取決めに当たり、農家が希望を持って永続的に営農できるよう柔軟に対応し、各自治体や従来から営まれている立地環境等々、生産現場の意見を取り入れて実情に配慮することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上です。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） ちょっとお尋ねしたいことがあります。

1つは、この意見書を出すということのきっかけは何かということと、もう一つは文章の最後に「要望」になっているんですね。やっぱり意見書ですから、「強く求める」ぐらいにしたほうがいいんじゃないかなと思うのがあります。

3つ目の質問ですが、実態として中山間地域での問題ですが、この文章は「高収益作物の導入などにより、地域の特色を生かした魅力的な産地づくりを支援する」ということで、例えば一つの例ですが、私の地域、中山間地域、吉野地区になりますけれども、ここでそれなりに規模の大きなタマネギ栽培をここ何年かやっている方がいらっしゃいます。でも、去年はほぼタマネギは全滅というんですかね。大きくなならない。玉が。何でか。粘質土だから。畑の土になっていないん

ですね。いわゆる砂地の田んぼとは全然違うんです。それで3年かけて土壌改良を、いわゆる米殻を入れたり、肥料をやったり、石灰をやったりして土質改良しているんですが、今年も聞いていると大きくなかなかたり、赤くなって枯れたのを見ていると、何と根が窒息している。要するに、雨降ったときやうねを作るときにこね過ぎてできなかった。

つまり僕が言いたいのは、中山間地域で5年で水張りし直さないと水田で認めないという状況が生まれると、畑として一生懸命土質改良を大規模に、金も投下して何年間か収穫もほとんどなしにやってもできない状況がある。昨年などはマメ科の植物を植えて、土質改良をやったけどもそうはなっていない実態があるわけです。

そんなことを考えると、もう本当に地域で畑、要するに町の特産品であるタマネギの生産をしたい。そういうことで進めていても、それまた水張りして元に戻せということになると、継続的な安定した畑作づくり、特産物づくりというのができなくなってしまうんでないかということ、私は訴えたいと思うんですね。

その辺はどうお考えしているのでしょうか。

○議長（奥野正司君） 12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） まず1つ目の質問ですが、先ほど請願のときにもお答えしましたが、先ほどの請願で中止というところですね。これを、先ほどの請願を中止すると社会的課題の先送りにつながる、というふうに委員会で協議をしております。

今回は、ただ中止するのではなく、意見書として要望していきましょうということで話を協議した結果、今回の意見書につながっているということです。

2つ目の「強く要望する」という文言につきましても、委員会で十分に議論を重ねた結果、出した文言でありますので、このまま進めたいと思っております。

3番のお話ですが、その話こそが本当に現場の課題を検証しつつということで、国に対して町のほうからも、また住民からも強く訴えていく部分なのかなと思いますので、それがこのようになるというふうに私はお話しできませんが、そこも含めて検討していただくというふうに捉えております。

以上です。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） それを中止するというのは、僕は注目してよく見た結果かなと思ったんですが、中止ですね。

実際、中山間地域、特に土質のいろんな差のあるところで一律的にやっぱり転作等あれの、ここにブロックローテーションの話が出ていますが、それがなかなかしきれないところがやっぱりあるわけですね。そのことを考えると、本当に中山間地域での畑作づくりについていうと、やっぱりそれなりに固定したほうがいいけども、例えばうちのところで大規模にタマネギやられている方は、担い手育成型の大区画整理事業で、圃場整備したところでの作付をやっているわけですから、いわゆる水田として開発された、国の大きなお金を投下してやられた、圃場での実態ですね。それをどういう形で吸い上げるんか知らないですけども、やっぱりそういう実態をもう見ているんですから、実態、よく分からないという人たちが議員の中にもいらっしゃるでしょうから、率直にそこはきちっとやっぱり指摘していかないといけない。

だから、最後に中止を求めるということですけど、請願の趣旨では中止ではなしに見直しは行わないことになっているんじゃないですか。

○議長（奥野正司君） 12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） まず、先ほどの請願に戻るのはいかがでしょうかと思うんですが、請願の題名は中止です。

今、金元議員がおっしゃるお話ですが、本当に地元のことを皆さん、総務産業建設常任委員会で考えて、施策としては実施すべきではあるが、永平寺町としてはこういったところに注意してほしいということで、それが現場の課題をしっかりと検証してほしいということで、今回意見書につながっておりますので、ご理解をお願いします。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほか、質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件については、発委第3号、委員会発委第3号のとおり決定することにご異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第13 請願第2号 インボイス(適格請求書)制度の中止を求める請願～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第13、請願第2号、インボイス(適格請求書)制度の中止を求める請願の件を議題とします。

本件は、去る令和4年3月14日、総務産業建設常任委員会に付託された議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

12番、酒井秀和君。

○12番(酒井秀和君) それでは、請願第2号、インボイス(適格請求書)制度の中止を求める請願について、委員会の報告をいたします。

委員会の採決は不採択でございます。

その理由といたしまして、いろいろな課題はあるというふうに皆様からのご意見はあったのですが、最終的にインボイス制度は益税をなくすための制度であり、必要であるというふうにまとまりました。

以上のことから、不採択といたしましたので、報告をいたします。

以上です。

○議長(奥野正司君) これより、委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番(金元直栄君) いわゆるインボイス制度の中止を求める請願ですが、実は前の議会ではシルバー人材センターからのインボイス制度について、特例を設けてでも事業者から税額分を徴集して払うということができない現実の中で、農協と同じような特例を認めてくれないかという陳情が出て、それを採択してきた経過があります。

それを採択したわけですが、ただ、今日本の消費税の問題でいうと、収入、売上げですか。1,000万円以下については消費税の納入は必要ないということになっています。ここにインボイスの発行で、例えばシルバー人材センターの状

況から見ると一番分かりやすいんですが、いわゆる個人事業者から払われたであろう消費税分を請求し直してこちらへ取り返すというんですか。事務局からそれを合算して払うということになるわけです。

ただ、この制度が強行されると、どういうことが起こるかという、例えば非課税者、シルバー人材センターでいくと個々の事業者、いわゆるそこで働いている人たちですね。そこに払われる消費税について、回収しなきゃいけないという、大きい事業者でいうと、シルバーではなかなか起こり得ないんですが、大きなところでいうと、あなたのところは小さ過ぎて消費税返すの面倒くさいんで、インボイスの発行そのものをやめますと。取引やめますということにつながりかねないという不安が中小業者にはあると言われています。

そのことを考えると、どうしてこれシルバーで陳情の採択を行っておきながら、ここで何でなのか。法律でもちゃんと認められている、そういう人たち、益税がどうのこうのと言いつつ税金を取るというのは、それはおかしいんじゃない。非課税世帯と同じじゃないですか。

○議長（奥野正司君） 12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 委員会でもそのようなお話、協議の中にありました。

ただ、3月定例会で認めたシルバー人材センターの陳情につきましては、インボイス制度を認めた形で、シルバー人材センターについては、非営利団体ということで、採択すべきだろうということで、陳情の採択をしております。そのように委員会の中では理解をしております。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） この制度、全ての収入を得ている、個人事業主について消費税の負担を負えということであります。

そういう意味では、非常な手続、膨大な手続を個人事業主、すなわち個人の農業者も関わってくるということでもあります。

今、高齢者に言われているのは、老後は2,000万必要やと言われて久しいんですけれども、それくらい必要であるという中で、今の本町の現状を見てみますと、やはり少しでも収入を得ようと農業で頑張っている高齢者もいらっしゃいます。そういうような方々がいわゆる農家を、農業を守っているということにもなります。

こういうような非常に煩雑な手続をしてまでそういうふうなことになるのか、あるいは行政においてもかなり複雑な、煩雑な事務量になるかと思えます。

それらのことを考えると、一旦見直しをするための中止を求めるというようなことは考え、話にはならなかったのでしょうか。

○議長（奥野正司君） 12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） 本制度につきましては、今、滝波議員がおっしゃったようにいろいろな課題が協議の中で上がりました。

ただ、本請願のインボイスの制度の中止を求めるということにつきましては、これを認めますと益税を認めるというふうなこともなりますので、最終的には益税はなくすほうが好ましいということで、不採択となりましたので、ご理解をお願いします。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 今ほど滝波議員、それから金元議員が言ったように、高齢者なりそれぞれの個人経営の農業者が、細々とやっていること、それから例えばいろんなところに、青空市じゃないですけども出して、それで収入を得ているような現状、それは高齢者の生き方にも、生きがいにもつながる。そういうような中でこれを採用することは、当然、1,000万円以下は非課税になるよと、消費税を納めなくていいよというような考え方。そして、先ほど金元議員の発言もありましたが、いろんな税制の中で非課税世帯、例えば低所得者に対してはそれなりの恩恵、免除をしている。そういうことを考えると、このインボイス制度はそういうような制度と同じじゃないかというような考えから、やはりこういうものをなくしていくということは必要じゃないかと。それが今の高齢者の生きがいであるとか、小さな農業をやっている方々の一つの大きな生活の糧にもなるし、生きがいにもつながる。そして、それがいろんな現在の農業を支えているような形になると思いますので、やっぱりこれはきちっと見直すべきだというふうに私は考えております。

そういうような考えは発言、いろんな中では出なかったのでしょうか。また、それを認めるということはしなかったのでしょうか。

○議長（奥野正司君） 12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） 上田議員もおっしゃるとおり、先ほどからも先輩議員がお

っしやるとおりで、本当に実情的にはどうだろうという協議は十分にされました。

もちろん農家の皆様もそうですし、意見書の案の中にあります「日本中の中小零細事業者に対しても」ということで書いてあるんですが、本当に全体に影響があるだろうというふうに思います。

ただ、この請願を認めるということは、何度も申しますが益税を認めるということにはなりませんので、不採択としましたので、ご理解をお願いします。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「あります」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

委員長報告は不採択です。

発委第3号意見書の原案に原案に賛成者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） いわゆる益税をなくすためにというんですが、1,000万以下の所得については免税ということできちっと位置づけられています。そのことを先に置いて、インボイス（適格請求書）の制度の中止を求める請願について私は賛成の立場から意見を言わせていただきます。

皆さんご存じのように、このインボイス制度、例えばこれは農業団体から出されていますが、農業の分野でいうと1,000万以下は、繰り返しますけども免税業者です。益税とかそういう問題ではありません。

2つ目の問題ですが、このやり方が実施されると、農業の分野では大きな差別が生まれます。実はJA、農協に関しては、いわゆる制度上、そこは消費税分を支払わなくていいと。そこに農協へ出荷する人たちについては支払わなくていいと。そういう特例を設けられたそうです。ところが、今日、米価の下落の中で米の生産者はやっぱり1俵100円、200円違うことが大きい生産組合ですと大きな差になってきますから、業者に売り渡すことになります。JAで去年ですと、

コシヒカリ 1 俵 1 万 1, 0 0 0 円、業者も同じ値段です。それから、業者の場合にはそれに消費税が込められているとして 1 0 % 引かれるとしたら、業者に売り渡すことは 1 万円というか、9, 9 0 0 円で売ったのと同じ値段になるわけですね。おのずとそこで J A には利益が、要するに差別の中で利益が転がり込むというか。もっとたくさんの人たちが出荷する可能性があるわけです。

そういうことを公平性がうたいの税制の中で導入していいのか。一般の業者には認めないのはどうしてか。福井米穀とか県米とかありますけども。そういうことになれば、まさに税金の公平性を疑う事態にもなりかねない。

それに、先ほど質問の中でも出ていましたが、農業などは高齢者が、一般の事業者でもそうですが、売上げの少ないところでは高齢者がそれを担っている実態もありますから、この計算をしようと思うと本当に非常に大変です。

そんなことも含めていろいろ考えなければならないということをぜひやっぱり考えて進めるという意味では、本当にインボイス制度そのもの、こういう人たちにはそれは免税業者ですからなくしますよということをやっぱり宣言することこそ国の制度としても大事なのではないか。差別を持ち込むような制度については、どこか一つの業界、業者を潤わせるようなことになりかねない制度については、私はやっぱり中止を求めるといふことですから、賛成であります。

○議長（奥野正司君） 次に、原案、請願第 2 号、インボイス制度の中止を求める請願、この原案に反対者の発言を許します。

1 1 番、酒井和美君。

○1 1 番（酒井和美君） インボイス制度ですけれども、事業者の方には煩雑で苦しまれることもあるとは承知はしているんですけども、そもそもこれ消費税ですね。売上げが 1, 0 0 0 万以下の事業者が免税されているという背景になったのは、小規模事業者ですね。従業員数が少なく、レシート数、発行数が多くなるわけですよ。これに対して消費税という、この計算をするといふことの負担をなくすためのものであるといふふうに認識しております。

これ、時代とともに会計がデジタル化というのが進められてきて、これは商工会さんのほうでも一生懸命取り組まれてきたところでもあります。その中で、デジタル化といふことで効率化されたことにより、インボイス制度といふことも実現できるのではないかといふところが一つあると思います。

高齢者の方ですね。苦しんでいるといふところは認識しているんですけども、それもデジタル化の段階を追って丁寧に進められているところといふふうに

認識しております。

また、このデジタル化進むことによって、逆に起こってしまったことというのが消費税分ですね。益税として収入を求めてしまう事業者さんということも出てきているということはあると思います。小規模事業者の中では、私も小規模事業者であります、1,000万以下ということで、うちは消費税取っていないんです、というふうにきちんとやっている事業者さんもあるわけです。その中でもインボイス制度の実施に当たり、付加価値のある商品というのを販売している事業者さんというのは、インボイス発行しなくても取引先に選んでもらえるはずだということがございます。

今、国はこれをしようとしているのは、付加価値のあるほかに負けない商品づくりをしましょう、ということメッセージとして送っているものというふうに認識しております。今、この消費税分の益税でもうけている事業者さんというのは大量生産で薄利多売ですね。海外からの輸出品を取り扱っている事業者さんなどではないかなと思うんですけれども、そういった方の進出を防いで、日本のものづくりを支援するための考え方もあるというふうに思っております。

私はインボイス制度のほう賛成しておりますので、これの中止を求める請願には反対いたします。

○議長（奥野正司君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで討論を終わります。

これより請願第2号、インボイス（適格請求書）制度の中止を求める請願の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択ですが、原案、インボイス制度の中止を求める請願、この原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（奥野正司君） 起立少数です。

よって、本件は不採択とすることに決しました。

すいません。暫時休憩します。

（午後 2時34分 休憩）

（午後 2時45分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第14 請願第3号 保育所等の最低基準（職員配置、設備の面積基準）と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める請願書の件について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第14、請願第3号、保育所等の最低基準（職員配置、設備の面積基準）と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める請願書の件を議題とします。

本件は、去る令和4年5月23日、教育民生常任委員会に付託された議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 当常任委員会に付託されていた案件として、請願第3号、保育所等の最低基準（職員配置、設備の面積基準）と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める請願書であります。

常任委員会では採択となりました。

提案理由の説明ですが、採択時の意見ですが、これを採択する理由としては、1つは保育士の配置基準については昭和23年、つまり1948年、74年も前に決められた基準で、現在も4、5歳児ではこれが適用されています。実際、それが実情に合わなくなっていること、特にコロナ禍では児童に対してゆとりある対応が求められている中でのことでもあります。

また、2つ目として、現在、小中学校でも少人数化が行われており、文科省などはこれまで30人学級を提案——これは国のといいますか、骨太の方針の中に示されている内容を見ても、30人学級を日本でも実施するという事になっていきますので、そういう方向として35人学級が示されて、今それが経年で実施されていくことだと思っています。そういう中であっての問題です。

さらに、本町の幼稚園、幼児園のいわゆる施設再編の検討委員会においては、3、4、5歳児については、20名程度が適当というような表現になっていること。また、そういうことで示されている内容が実施されれば、この見直しが行われれば、町への保育園などの運営支援といいますか、これも増やされるようになることから、非常に大事な意見だと思っています。

さらに、保育士の処遇改善については、国が是正勧告したとおりにやればそれ

なりの金額になるんですが、あまりにも保育士等の身分の処遇については差があることから、これも緊急の課題だと思っています。

常任委員会では、処遇改善等については町がやっていないわけではないとか、あとここで示されている内容については歴史的な課題、正規、非正規、例えば5対5の改善は必要だと。何年たっても非正規では職場への定着なく辞めていく人が多いと。また、保育士の数が増員されてゆとりある保育ができるようになれば、職場でのぎすぎす感も減ってくるのではないかというようなことが論議されました。

特に、これは少数意見としては、大都市の問題だとか、いわゆる非正規の職員でも一旦ちょっとしたことで仕事を休むことになって、あと現場に戻ることにについては女性の職場特有の問題もあってなかなか戻り切れないという話もありましたけれども、最終的に委員会では3対3の採決の中で、いわゆる委員長により委員会採択としたわけであります。

以上、常任委員会の報告ですが、ぜひこの際、こういう保育園の保育士のいわゆる配置基準等について、見直す時期に来ているのではないかという立場から、請願を採択することをぜひ皆さんで論議していただきたいと思っています。

○議長（奥野正司君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） それでは、2点ほど質問させていただきたいと思います。

1点目は、先ほどちょっと説明してもらったんですけど分からないのもう一度説明していただきたいんですが、理由の文言の中に「設備の面積基準と同様、1948年に制定されて以来一度も改正が行われておらず、放置されているのはゆゆしき事態と言わざるを得ません」という言葉があります。これにつきましては、放置されているという文言が使われているんですが、実際、1948年以降、ゼロ歳児から2歳児の配置基準の見直し、1968年以降には3歳児の配置基準の見直しが進められています。4歳、5歳児の配置基準について、確かに変更はされておりませんが、放置という言葉はふさわしくないのではないかなど。議論は交わされているのではないかなど私は認識しております。

ここで、放置という言葉を使った根拠がどういうものと考えられているのかの説明をいただきたいと思います。

またもう1点が、その下に「コロナ禍の中で保育環境の改善、職員の処遇改善

を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており」とあるんですが、実際に私、子供がいるんですけども、永平寺町内でこのような声をまだ伺っていません。どの程度住民の声が大きくなっていると認識されているのかお願いします。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 放置という問題でいいますと、先ほども示させていただきましたように、学校のいわゆる1クラスの状況について、クラスの規模を今1クラス35人学級ということで国は決めました。

これはそれなりに見直されてきて、福井県では小学校1年生、2年生とほかのところでも特別の基準を設けて、もう少し少ない基準のクラス運営を示していると思います。

実は先ほども言いましたように、国の機関ではないにしても、骨太方針と言ったらよく皆さんもご存じやと思いますけど、その中で1クラスの規模は30人にすべきということをやっています。

それに比べて、この保育園の4歳、5歳についてはもっと手のかかる、そういう年齢であるにもかかわらず、設置されたその当時からほとんど見直されてきていない。いろんな意見はあったんでしょうというんですけど、結論としては見直されていないわけですから、それはそういう位置づけ、意義づけがあると思います。

それに、地域住民の声としてあるのは、よく報道もされていましたが、コロナ禍でいわゆる保育園へ子供の通園を自粛してもらうという期間の保育のことでいうと、学校でもそうでしたけども、大きい学校なんかでは半数の子に学校へ登校してもらうというようなことで、授業を成り立たせていた経過があります。そういうときの状況を聞くと、本当に子供の数が少なくなると子供一人一人に目が行くようになるという意味では、先生や保育士をやっている新鮮に思えたという報道もされてきました。そういう意味では、僕は大事なことだと思っています。

それに、そういう状況ですから、特に保育園等については制度上、災害や緊急の場合があっても、閉園するというのは簡単にはできません。登園自粛ということをや要請することはあると思うんですが、そういう中であって本当に子供たち一人一人に目が届く状況を確認するという事は、非常に大事だと思っています。

だから、そういう意味では学校の先生方、これは実際に先生OBに聞いたことがあります、私などが通っていた小学校時代の話聞いても、1年生の子供が

35人、40人近くいるともう本当に大変や、疲れると。本当に大変ですって。ただし、いわゆる転勤して後で戻ってきて、4年、5年、6年を持ったことがあります。本当に楽ですと。それくらいやっぱり小さい子は手がかかります。そういう状況ですから、そんなことを考えると、やはり学校の1クラスの基準人数が見直されている今日、ここらは早期に見直していく必要があると私は思っています。

○議長（奥野正司君） 12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） 永平寺町においては、さきの3月の定例会でも処遇改善について進められているところです。

そのような中で、今の地域住民の声が大きくなっている、または保護者、職員の声も大きくなっているというふうな声は実際今変わってきているのではないかなと思いますし、今回の結果になるのは時期尚早になるのではないかなと思います。もう少し住民の皆さんの声を聞いて対応してはどうかなと私考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 2つあります。

1つは処遇改善ですが、前から言っていますように、国が保育士さんや看護師さんや介護で働く人たちの処遇改善、看護師さんは月額1万2,000円ですか。保育士、介護士については月額9,000円の改定を。それは一月10万円ぐらい差がある中で一月9,000円ぐらいの改定をということで国が示しました。

しかし、本町では3号給ですか、引き上げて、大体四千四、五百円に到達することはないと思うんですが、500円までは行かないと思うんですが、その程度の金額に引き上げた。つまり、国の示した金額の半分ですから、処遇改善が十分行われているわけではないというのは明らかだと思います。

それにもう一つの問題でいうと、本町にはいろいろな声の問題でもっと調べなければいけないのではないかなと思うんですが、今議会の特徴として、この議会にかかった案件については、町の本会議終わった後、臨時議会でもない限り、開催してそこで特別に扱わない限り廃案になってしまいます。そういう意味では、今日のあれは、議会で審議するということは大事で、そういう調査期間もなかなかないというのが実態です。

それと、そういう保育行政の状況の中で、こういう状況がどうなっているかということ、やっぱり議員としては、日頃常に目を配って見ておくべきではない

かと私は思っています。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほか、質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと……。討論ありますか？

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論があります。

討論に入ります。

委員長報告は採択です。

したがいまして、原案、抜本的な改善を求める意見書提出、この原案に反対者の発言を許します。

12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） 先ほど質問させていただきましたが、委員長からは今議会で決めないといけないということでお話はあったんですけども、この件につきましては、令和4年度3月の定例会で処遇改善も徐々に今行われている状況であり、しっかりと永平寺町内の職員の皆様、保護者の皆様、地域住民の皆様の意見も伺いながら進めていく案件ではないのかなというふうにも思います。

私としては、継続審査が望ましいというふうに思いますので、今回の採択という決定には反対の立場で討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 次に、原案、意見書提出を求める原案に賛成者の発言を許します。

9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 私は賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

子育てという行為そのものですけれども、家庭での子育てというのは子供と親がマンツーマンで行われていることがほとんどだと思います。子育てをするに当たってどんなに親が子供に手をかけて、また周りにいる人が子供たちに手をかけてもかけ過ぎるということはありません。

また、施設の面で言えば、子供たちは自由に走ったり飛んだり跳ねたりすることが、するなと言ってもするのが子供たちです。より広いスペース、既定のスペースよりも広いスペースというのが、あっても必然だというふうに考えております。それが子供が伸び伸びと豊かに成長するための過程であるように思われます。

そういったことを含めると、面積の面、それから保育士の配置基準ということをお考えすると、やはりこれは保育士の処遇を改善して、保育士の確保をすることが最重要課題になってくるように思われます。

ということから、この請願について賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほか、討論ありませんか。

7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 私は、採択に反対の立場で討論させていただきたいと思いません。

先ほど来いろいろございましたが、あくまでも永平寺町内におきましては、この職員配置でありますとか、処遇改善、設備等の面積基準等は全てクリアされておりますし、処遇改善もしっかりしていただいております。

職員の正職と会計年度任用職員さんの比率も、先ほどお話に出ましたが、今、民営化を進めるに当たり、徐々に正職員さんの割合も高くなっておりますし、また配置の面でも職員の数が増えてくるといったことで、今後徐々に厚く、さらに手厚い対応になるというふうに私は認識をしております。

また、こういった地域住民の声というのは、あくまでも永平寺町内の声ではなく、参考資料としていただいた名古屋市のお話と伺っております。そんな中で、やはり永平寺町の実情に応じた請願内容ではないと、私は考えておりますので、この請願の採択には反対とさせていただきます。

○議長（奥野正司君） ほか、討論ありますか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 私は、この請願につきましては賛成の立場で討論いたしません。

我が町は非常に子育てを充実して、その環境を整備しているものであります。特にせんだっての幼保適正化委員会での答申においては、1クラス約おおよそ20人という答申がなされております。その答申に基づいて町も進めているところでありますし、その答申を出すところに、過程の中で、保護者等々のアンケートを取っております。その中で出ているお声は、やはり現在の保育機関の職員をもっと改善してほしいというのが予想以上にありました。それを受けて本町も改善をしているものだと思います。

そういったことを考えますと、きちっと国が今永平寺町のやっている実態も踏まえて、基準を定めるということは、本町といたしましては発信をするべきであります。

ですから、本町ができてからじゃなくて、本町の基準をこうやってやっているんだから、国としてこういう基準を定めなさいというふうなことをやらなければならないと思いますので、この請願書は採択ということで賛成の立場の意見を述べさせていただきます。

○議長（奥野正司君） ほかに討論ありますか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 採択には反対の立場から意見させていただきます。

この請願の中の文面にあります「コロナ禍の中で保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており」ということで記載されております。これは当然、当町においてということを示しているものであるべきはずです。この議会にて諮られていることですから。

特に永平寺町内の地域住民の声として、こういった声があるんでしょうかということで、今、滝波議員からアンケートの回答ということもあったと思うんですけども、その委員会の中では金元議員のほうから、元委員長さんのお立場だった方からのご意見だったでしょうか、保育士さんのなり手不足で困られているというような事例の紹介がありました。

その他の方からのご意見は特になく、私のほうから雑談の中で、若い方から伺っていたこととして、県内の事業者さんで保育士さんを雇われている方ですね。民間事業者さんで複数人雇われているんですけども、今、保育園を辞められて民間企業で就職されたという方ですね。今、国のほうでも保育士の処遇改善ということで給与など待遇ですね。改善して上げていってもらっていることはありがたいと思っているんですけども、それだけでは保育園に戻ることはできないとい

うふうにみんな言っているんですという声をいただきました。

これは古い体制ですとか、非効率的な職場環境ですね。こういった部分で女性ならではの部分ですとか、そういった困り事がある以上は戻ることができないというようなお話でした。実際にインターネットなど見ていまして、保育士さんの働く環境の困り事の中では、そういった理不尽な部分の改善を求めることも多くなっているということで、これに対して業務の効率化、合理化という点で、デジタル化ですとか、働く人の多様性、多様化ということ求められているところで

す。こういった声がある以上、実際に処遇改善というのは給与を上げたり、密を改善する部分ではなく、もっとほかに根本的な問題があるというところではないかと思うんですけれども、これに対してへ理屈だというようなご意見をいただきました。

若い方の実際の困り事に向き合わないこういった姿勢ですね。これこそが若い世代の方が、改善を求められている実際の部分ではないかと思います。

こちらの請願書ですね。地域の声ということでしっかりと、協議を持ち、永平寺町の実際の困り事として、保育士さんのなり手が少なかったという部分におきましても、永平寺町は県内で給与というのが、高い水準にあるわけで、その中で園内の密度ということも改善、環境としてはいい状態にある中で、保育士のなり手に困っている状態があるということは、逆に職場の密度ということを改善したり、給与を上げてやはり保育士のなり手はそれだけでは戻ってこないということも真なる事例であると思います。

永平寺町の中でまずはこの問題を解決することで、国に上げる意見書などを改めて考えるべきところではないかと思っております。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私、この請願について賛成の立場で討論をさせていただきます。紹介議員の一人にもなっているわけですけども。

これはあくまでも国が定めている基準、現在、30人に1人という基準が、先ほど委員長の答弁にもありましたように、昭和23年に決めた、子供が多くいるときの基準がずっとそのまま続いているという状況下にあります。

先ほど同僚議員の中にもありましたが、当町はこの前の答申の意見の中に、2

0人ぐらいが一番適切だ、というふうな答弁が出ております。永平寺町はいみじくもそういうふうな環境の中で子育て世代、子育ての町、そして保育料も一番低いような形での町として周知されているわけですが、そういう形での答申の内容からしても、今のこの30人に1人という制度については、福井県みたいな小さなところじゃなくて、都会も含めてその制度の見直しをし、それぞれの見直すことが必要ですよというふうな意見です。これは小学校の定数にも関わってくるわけですが。

そして、いろんな処遇改善、これは今、保育士が置かれている立場、そういうものを少しずつ改善する、今ほど永平寺町も50対50の非正規と正規の比率になっているんですが、前の町長の発言は、それを少し改善していこう、例えば60、40にしていこうというようなご方針もおっしゃっていました。

それはそういうような形での処遇改善、それからいろんな給与の面も含めて、それからいろんな会計任用職員になってから処遇も改善されてきた経緯があります。そういう面も含めて、全国の規定を見直していこう、それを永平寺町としても後押しをしようという請願であります。

そういう観点から、永平寺町がなっているからこの請願は必要なしというような考えじゃなくて、なっているからこそ全国の基準を見直してほしいという請願ですので、ぜひ皆さんの採択の方向をぜひ要望するとともに、この意見に、請願に賛成の立場を取りたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほか、討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで討論を終わります。

これより請願第3号、保育所等の最低基準（職員配置、設備の面積基準）と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める請願書の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する教育民生常任委員会委員長の報告は採択です。

したがって、本件について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（奥野正司君） 起立少数です。

本件は不採択とすることに決定しました。

(「議長、動議」と呼ぶ者あり)

- 議長(奥野正司君) はい。
- 4番(金元直栄君) 意見書提出で動議あるんですが。
- 議長(奥野正司君) 暫時休憩します。

(午後 3時16分 休憩)

(午後 3時43分 再開)

- 議長(奥野正司君) 休憩前に引き続き再開します。
～追加日程第2 発委第4号 保育所等の最低基準(職員配置、設備の面積基準)と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書～
- 議長(奥野正司君) 保育所等の最低基準と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書を提出することにつきまして、4番、金元議員より動議が出されました。
その動議の内容をご説明いただけますか、金元議員。
4番、金元議員。
- 4番(金元直栄君) 皆さんに今示してある資料ですが、保育所等の最低基準(職員配置、設備の面積基準)と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書として、さきの教育民生常任委員会で提出を決めました。
上記の議案を別紙のとおり永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出しますという内容です。
提案理由の説明については、これまでもお話しさせていただきましたけども、特に保育所の職員の配置基準についてはかなり年月がたっていて、実情に合わないのではないかとされています。現に。この文章のちょうど中段ぐらいですかね。「本町では、永平寺町幼稚園・幼児園施設再編検討委員会の答申で、3歳以上の同年齢の1クラスの園児数は」……。
- 議長(奥野正司君) すいません。金元議員。
ごめんなさい。最初に、動議に賛同する議員を聞くのをちょっと失念しました。今から聞きますので。
金元議員の動議に賛同される議員はいらっしゃいますか。
(賛成者挙手)
- 議長(奥野正司君) 3名。賛同議員いらっしゃいますので、説明続けてください。
金元議員。
- 議長(奥野正司君) 暫時休憩します。

(午後 3時45分 休憩)

(午後 3時45分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

金元議員の動議の賛同者を確認いたしましたところ、3名いらっしゃいますので、動議に必要な賛同者は確保されましたので、金元議員の抜本的な改善を求める意見書の動議の説明に入りたいと思います。

4番、金元君、お願いします。

○4番（金元直栄君） 動議の日程が加わってありがとうございます。

これは、請願のところでもご説明しましたが、保育所等の最低基準、職員の配置基準についても、また面積基準についてもかなり古い歴史があるといえれば歴史があるんですが、古くなっている。学校等、小学校等でも、小中学校でもクラスのいわゆる人数と少人数化して、より豊かな教育をしていこうということが進められてきたにもかかわらず、保育士の配置基準については1歳、2歳、3歳。1歳、2歳、未満児も含めてですね。ゼロ歳児も含めてこれまで改善されてきました。3歳児についても改善されてきました。ところが、4歳、5歳児については1948年、74年前に決められたその水準のまま変わっておりません。

そういう経過は今そこに置いておいて、本町でも幼稚園・幼稚園施設再編検討委員会が開かれて、幼稚園、幼児園の規模の問題、特に子供たちの1クラスの園児数の問題も明記されました。その内容を見ても、3歳児以上の同年齢の1クラスの園児数は20人程度が適正であるということを示されていることは皆さんご存じやと思うんです。これは現在の本町の、確かに小さい保育園などはこれの数を満たしている、本当に豊かな、ここの子供たちというのは保育がされていると思うんですが、大きい園になるとこれがやっぱり危うくなってくる面もありますので、この際やっぱり見直していただこう。

特にこの見直しというのは、本当にコロナ禍でも子供たちの密をどう避けるかという課題についても非常に大事な問題だと思っています。それに、これが見直されることになればいろんな、町も民間も含めてですが、国からの保育園、保育所の運営費に対する支援も増えることになりますから、子供たちも自治体にとっても非常に大事なことだと私は思っています。

そういう点から、ぜひこの際、意見書を採択していただきたいと思うんです。特にさっき僅差で請願が否決されたケースがありますけれども、本当にここ大事

なところなので、皆さんにもお願いしたいと思っています。

以上です。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですので、質疑を終わります。

自由討議の提案はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） 先ほども似たような案件だったんですけれども、今回、意見書の中には永平寺町の幼稚園・幼児園再編検討委員会の答申ということで、本来に永平寺町についてのお話になってくるのかなというふうに思います。

この場合は、先ほど以上に永平寺町の実態を把握することが必要ではないかというふうに思いますので、先ほども申し上げましたが、こういった内容は継続審査にしてしっかりと議論を交わすべきと思いますので、今回の意見書の提出については反対の立場を取ります。

以上です。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありますか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 私はこの意見書に賛成をいたします。

先ほども申し上げたとおり、本町はここに答申が載っているように、20人程度が適正であるというふうな答申を踏まえて、子育て行政を行っております。このことが国の基準として認めていただけるならば、その後の幼児園の運営あるいは建設に大きく寄与するものであります。

本町といたしましては、自信を持ってこの意見書を国に提出すべきだと思い、賛成の立場を取ります。

○議長（奥野正司君） ほか、討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで討論を終わります。

発委第4号、保育所等の最低基準と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を可決することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（奥野正司君） 起立少数です。

よって、本件は否決されました。

～日程第15 委員会の閉会中の継続審査について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第15、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務産業建設常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

～日程第16 委員会の閉会中の継続調査について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第16、委員会の閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会行財政改革特別委員会、幼・保再編検討特別委員会、議会広報当委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

暫時休憩します。

(午後 3時57分 休憩)

(午後 3時57分 再開)

○議長(奥野正司君) 休憩前に引き続き再開します。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

議員各位には、去る5月23日開会以来22日間にわたり、その間、提案されました数多くの重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを、深く感謝申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げます。

また、理事者におかれましては、新型コロナウイルス感染防止にご協力いただき、心より感謝を申し上げます。

なお、会期中、その都度指摘されました諸点につきましては、十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては真に町民の福祉向上のため、万全を期されるよう特にお願いを申し上げます。

さて、これまでの4年間、永平寺町議会の運営が円滑に進められましたことをここに皆様とともに感謝したいと思っております。

来る7月31日をもちまして町議会議員の任期は満了となります。議員各位には町勢の発展に数々の業績を残されました。このたびの任期満了に伴い、それぞれの分野に転身あるいは勇退される各位におかれましては、今後も健康には十分ご留意され、引き続き今議会への温かいご指導、ご鞭撻を賜りますよう特にお願いを申し上げます。

また、間近に迫りました選挙に出馬を予定されている各位には、全員が見事にご当選されまして、またそろって町勢発展のためご活躍賜りますよう特段のご健闘をお祈り申し上げます。

最後に、任期の終わりに鑑み、町民各位の安全、安心と皆さんのご多幸をお祈り申し上げますとともに、一昨年8月の議長就任以来、皆様方には多方面にわたるご指導、ご鞭撻を賜りましたことに心より感謝とお礼を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、令和4年第4回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、5月23日の開会から本日まで、本定例会にご提案申し上げました、令和4年度補正予算をはじめ条例の制定等議案全てにつきまして慎重にご審議いただき、ご決議を賜り誠にありがとうございました。

本議会でご決議を賜りました予算につきましては、議会の議論を受け止めながら速やかな執行に努め、町民の生活基盤を支える事業などしっかりと進めてまいります。

さて、本議会は議員の皆様にとりまして任期中における最後の定例議会であります。その閉会に当たりまして、皆様にこの4年間のお礼を申し述べさせていただきますと存じます。

議員各位におかれましては、平成30年の改選以来今日まで、町民の代表としてその重責を全うされ、町勢の発展に多大なるご尽力を賜りました。この4年間の振り返りますと、永平寺門前の再構築プロジェクトの推進、福井しあわせ元気国体の開催、町立在宅訪問診療所の開所、自動走行の実証実験や近助タクシーの本格運行、幼稚園・幼児園の再編、新型コロナウイルス感染症対策など地方創生に向けた取組や、町民の安定した生活基盤づくりについて、議会と町が共に汗をかきながら、時に熱い議論を交わし、住民福祉の向上という共通の目的に向かって日々歩み続けてきたものと感じております。

また、その間、議会に対しましては、数度にわたって臨時会の開催をお願いしたばかりでなく、一つの会期中に重ねて補正予算案を提出させていただきましたところ、柔軟にご対応賜り、町民の生活に直結する事業を、スピード感を持って取り組むことができました。

町といたしましては、議会と町が町政の両輪であることを改めてかみしめることのできた4年間であり、議会として果たされる役割は極めて大きかったものと衷心よりお礼を申し上げる次第であります。

ここに町民の皆様を代表し、これまでのご労苦のご努力に対しまして厚く感謝とお礼を申し上げます。

議員の皆さんの任期も7月31日まであと僅かとなりました。今期をもちまして勇退されます議員の皆様におかれましては、長年にわたり町勢発展のために多大なるご尽力を賜りました。これまでのご功労に対しまして深甚なる敬意を表しますとともに、ご健康に留意され、いつまでもお元気で活躍されますことを心からお祈り申し上げる次第であります。誠にありがとうございました。

結びに、議員の皆様におかれましては、町勢発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午後 4時04分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員